

令和2年9月28日

中央工学校OSAKA

## 新型コロナウイルス感染症にかかる出席停止措置他について

### 1. 学生やその関係者に感染が確認された場合

#### (1) 学生が感染した場合

本人が新型コロナウイルスに感染していると診断された場合、保健所が登校可能と判断する日まで出席停止とする。

#### (2) 学生が濃厚接触者となった場合

感染者と最後に濃厚接触した日の翌日から起算して14日間（感染者と最後に濃厚接触した日を0日と考え、翌日を1日目とし、14日間）を出席停止（自宅待機）とする。

#### (3) 家族など学生の同居人が濃厚接触者となった場合

登校可能とする。

ただし、家族など同居人のPCR検査の結果が陰性となるまでは出席停止（自宅待機）とします。

次の2. 学生やその関係者に感染が確認された場合以外の出席停止措置についての「・家族など同居人がPCR検査を受けるとわかった場合」として対応してください。

### 2. 学生やその関係者に感染が確認された場合以外の出席停止措置について

次の場合、出席停止（自宅待機）とする。

- ・コロナウイルス感染症を疑う症状がある場合
- ・臭覚や味覚に異常がある場合
- ・家族など同居人がPCR検査を受けるとわかった場合

※コロナウイルス感染症を疑う症状：発熱、咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐など

### 3. 授業対応

#### (1) 学生が感染した場合

在籍するクラスが使用する号館を翌日から消毒作業が終わるまで休業とし、遠隔授業に切り替え授業を再開する。それ以外の号館は現状を維持する。ただし、当該学生の学校における活動の態様を確認したうえで、休業・遠隔授業の範囲を縮小する場合がある。

#### (2) 学生が濃厚接触者となった場合

上記に準じる。

### (3) 家族など学生の同居人が濃厚接触者となった場合

通常通り授業を行う。

## 4. 食堂（学生ラウンジ）の営業

学生の感染が確認されたり、濃厚接触者となったりした場合、営業を休止し、学生ラウンジを閉鎖する。休止・閉鎖期間は消毒作業にかかる日数を踏まえ決定する。

## 5. クラブ活動

学生の感染が確認されたり、濃厚接触者となったりした場合、活動を休止する。再開にあたっては活動内容、地域における感染拡大の状況等、総合的に判断し決定する。

## 6. 出席停止の解除

### (1) 学生が感染した場合

保健所により登校可能と判断された場合、出席停止を解除する。なお、登校する際は、罹患による欠席届（別紙1）の提出を求め、確認する。

### (2) 学生が濃厚接触者となった場合

保健所から自宅待機期間が解除された場合、出席停止を解除する。なお、登校する際は、濃厚接触による欠席届（別紙2）の提出を求め、確認する。

※PCR 検査が陰性の場合でも保健所から 14 日間の自宅待機が指示される。

### (3) 上記以外の場合

次の①・②の場合、コロナウイルス感染症を疑う症状による欠席届（別紙3）の提出を求め、③の場合、家族など同居人が PCR 検査を受けるとわかった場合による欠席届（別紙4）の提出を求め、出席停止を解除する。

① コロナウイルス感染症を疑う症状がある場合

② 臭覚や味覚に異常がある場合

③ 家族など同居人が PCR 検査を受けるとわかった場合

## 7. その他

(1) PCR 検査を受けることになった場合、感染もしくは濃厚接触が判明した場合、家族など同居人が濃厚接触者になった場合は、速やかに学校（担任）に連絡すること。

(2) 休校等の連絡については WEB ポータル、学校 HP などで行う。